

いわゆるポンジ・スキーム事案についての 行政による被害回復制度の導入を求める意見書（概要）

資料 2

ポンジ・スキームとは？

「利益の還元」や「配当」等を装い、多数の者から資金を集めるが、実際には、それを運用する事業や運用対象となる物品は存在しないか形骸化又は著しく不足しており、別の者から集めた資金の一部を他の者に分配する構造になっている詐欺的商法。

被害回復の困難性

- 民事的手法の限界
→ 既に財産が散逸している
- 刑事的手法の限界
→ 被害回復に回るのは実際の被害財産の一部のみ
- 行政的手法の限界
→ 被害回復制度，財産を保全する法制度なし

対象取引

- 利益供与誘引取引であること
- 流用型又は分別管理義務違反型

行政による被害回復制度の骨子

違法収益吐出型（意見の趣旨1）

- 内閣総理大臣が裁判所の許可を得て賦課金納付命令
(国税滞納処分の例により徴収,事業者だけでなく実質的支配者も対象にする)
- 保全管理命令
→ 費用の国庫負担, 資料提供
- 分配手続
→ 按分配当で損害賠償に充当, 費用の国庫負担

破産型（意見の趣旨2）

- 対象取引を私法上無効にする
- 内閣総理大臣に破産申立権付与
- 実質的支配者についての破産申立権付与
- 破産手続による被害回復